

もっと知りたい 後期高齢者医療制度

日本の医療保険制度では、すべての人々がなんらかの保険制度に加入し、必要な医療を受けることができる仕組みになっています。

75歳以上のすべての方と65歳から74歳までの一定の障がいのある方は、平成20年から運用されている後期高齢者医療制度という保険制度に加入しています。

◆どのよう運営されているの？

すべての市町村が都道府県ごとに加入する広域連合が運営しており、北海道は北海道後期高齢者医療広域連合が運営しています。

医療費については、医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約5割は税金で、約4割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金、残りの約1割は当制度の被保険者による保険料で賄われています。

◆対象となる方

対象となるのは、75歳以上のすべての方と、65歳から74歳までの一定の障がいがある方です。

◆加入方法について

75歳になった方は、今まで加入していた保険から自動的に移ることになります。

その際に加入している保険を脱退する必要がありますが、国民健康保険については脱退手続きは不要です。そのほかの保険

については各保険者にご確認ください。

保険証は、75歳の誕生日までに一人一人に対して交付されます。

65歳から74歳までの一定の

みんなで支え合う仕組みになっているんだね



高齢者の医療費（窓口負担分を除く）



障がいがある方は、北海道後期高齢者医療広域連合から認定される必要があります。医療助成課または市役所大麻出張所で申請をすることができます。

◆医療費の自己負担

病院などの窓口で支払う自己負担額は、かかった医療費の1割（現役並み所得者は3割）です。

※現役並み所得者とは、住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同一世代の方です。

◆保険料の額と納め方

加入するすべての方が保険料を負担します。

保険料額は、世帯ごとの所得によって決まる均等割と本人の所得によって決まる所得割の合計額になります。

また、保険料の納め方は、年金からの支払いと口座振替を選ぶことができます。口座振替を希望される方は申請が必要です。

後期高齢者医療制度の運営協議会委員を募集します

運営協議会は学識経験者・健康保険関係者・医師・薬剤師・住民の皆様などで構成されています。

平日の夜間に札幌市で年3回程度開催される会議に出席し、後期高齢者医療制度の運営に関する重要事項を審議していただきます。

- 応募資格 道内在住の満20歳以上の方（議員・公務員を除く）
- 応募方法 広域連合および市医療助成課窓口で配布する応募要領による
- 選考方法 選考委員会にて小論文等により総合的に判断
- 応募期間 3月1日（木）～4月27日（金）
郵送の場合は消印有効
- 報酬等 報酬（1日あたり5,000円）及び旅費
- 詳細 北海道後期高齢者医療広域連合
☎290-5601
医療助成課 ☎381-1403



一人一人が運営しているという気持ちで制度に関わっていくことが大切かもしれないね

医療制度って複雑でいまひとつわからないのよね…



後期高齢者医療制度の住民説明会を開いてくれるみたいだよ！

後期高齢者医療制度住民説明会

北海道後期高齢者医療広域連合による説明会を開催します。申込不要。

日時 3月21日（水）10:30～12:00

会場 江別市民会館37号会議室

詳細 医療助成課 ☎381-1403

国保

◆70～74歳の方の医療費一部負担金の割合が「1割」で据え置きへ

70～74歳の方で医療機関等へ支払う一部負担金の割合が2割の方について、平成24年3月末まで1割に据え置かれていましたが、この措置が平成24年4月からさらに1年間延長されることになりました。

それに伴い、70～74歳の方で、一部負担金の割合が「2割（但し、平成24年3月31日までは1割）」と表示された国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方には、新しい高齢受給者証を3月末までに郵送します。

詳細：国保年金課☎381-1028

医療制度

◆外来診療での窓口負担額を自己負担限度額までにとどめることができるようになります。

平成24年4月より、外来診療において、同一医療機関等における同一月の窓口負担額が高額療養費の自己負担限度額を超える場合、窓口負担額を自己負担限度額までにすることができます。

ただし、複数の医療機関等の外来受診分の合算額や入院・外来等の合算額が自己負担限度額を超える場合の高額療養費については、従来どおり支給申請手続きが必要です（後期高齢者医療加入者で申請手続き済みの方は不要）。

各種認定証の申請方法や詳細はお手持ちの被保険者証の保険者にお問い合わせください。

詳細：国民健康保険については国保年金課☎381-1028 後期高齢者医療については医療助成課☎381-1403

医療保険	対象となる世帯	被保険者証以外に医療機関で提示するもの
国民健康保険	70歳未満の世帯	限度額適用認定証 または、限度額適用・標準負担額減額認定証
	70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証、高齢受給者証
	70歳以上75歳未満の住民税課税世帯	高齢受給者証
後期高齢者医療	住民税課税世帯	他に必要ありません
	住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証